

# JAmp

静岡県の遊・食・知をお届けする情報誌

[シブアツ]

JAバンク 静岡

日常から離れ、  
禅寺で心身を調える

逸品ライフ

富士山缶詰ぱん

ここが変わる！

令和6年度

税制改正の概要

JAアグリNews

お茶



東海随一の名刹で  
宿坊体験

# 日常から離れ、 禅寺で心身を調える



奥浜名湖・奥山の深い緑に包まれた境内で、坐禅や写経などが体験できる大本山方広寺。大本堂での坐禅を終え、景色を眺めながら静かに座り、再び目の前に集中する。余韻を味わう時間の余裕も宿坊泊の醍醐味。



「必ず自分に似た顔がある」といわれる五百羅漢。境内の木々の間や石垣の上など至る所に祀られ、現在は千体近くもの羅漢さんが参拝者を見守っている。



四季折々の美しい自然と歴史的な建造物で知られる古刹。大本堂そばにある円明閣が平成2年完成の宿坊で100名まで宿泊できる。



坐禅体験の場となる大本堂。明治38年から大正7年にかけて竣工され、間口32m奥行27mの東海屈指の建物。中央の大額「深奥山」は山岡鉄舟居士の書。



本堂での坐禅の際に向き合う、国重要文化財・釈迦三尊像。釈迦如来を中心に、右は文殊菩薩、左は普賢菩薩。水戸光圀公にも所縁がある。



臨済宗方広寺派の

禅の世界を体感できる

大本山方広寺

「ZEN」は世界共通語でもあるように、多くの人に知られている禅。日本では坐禅を行う仏教の宗派、臨済宗・曹洞宗・黄檗宗を総称して「禅宗」と呼んでいます。奥浜名湖地域にある「大本山方広寺」は、湖北五山と呼ばれる古刹群の中で最も規模の大きな禅寺で、臨済宗方広寺派の大本山として厚い信仰を集めています。その歴史は古く、建徳二年（三三七年）に後醍醐天皇の皇子である無文元選禅師によって開創され、広大な敷地の境内には東海最大級の本堂、半僧坊真殿、三重塔など多くの伽藍が建ち、緑に包まれた散策路に鎮座する五百羅漢が参拝者を出迎えてくれます。



# ～はじめての宿坊&修行体験～

「日常の行いのすべてが修行」と考える禅寺での修行体験。  
禅の思想、文化、作法を学びつつ、心身をリフレッシュしましょう

## Zazen 坐禅

不安や不満、悲しみ、怒りなど様々な感情いわゆる「煩惱」に振り回されがちな日常生活で、穏やかな心を保つために有効とされる坐禅。基本は、姿勢を正し、呼吸、心を調えること。座り方などを教えていただき、準備が出来たら足を組み、姿勢を正して目を軽く閉じ、心を無にする。集中力が切れた時は自ら合掌し、僧侶から警策(平らな棒)を受け、気持ちを取りセット。今、やるべきことに集中し、自分自身と向き合おう。



正座が困難な方には椅子で対応。  
できるスタイルで挑戦してみよう

## Shakyo & Shabutsu 写経と写仏



写経とは、文字通り経文を書き写すこと。写経の意図について僧侶から話を聞き、合掌して、般若心経または手本に書かれたお経を声に出して唱えてから、姿勢を整え、心を落ち着かせ、文字ずつゆつくりと筆で字を書いていく。同様に、仏さまの姿を書き写すのが写仏で、どちらも机に向かって一心に取り組むことで、全神経を集中させ、心を落ち着かせることができる。書き終えた用紙は、方広寺でご祈祷され、持ち帰ることもできる。



## Shoujinryouri 精進料理

精進料理とは、肉、魚、ねぎ、にらなどを使わない、寺に伝わる野菜中心の料理のことで、その根本精神は「殺生をしないこと」「素材を無駄なく生かし切ること」。食事でも修行の一環であるため、「食事五観」という食事の心得を唱えてから、自然の恵みに感謝し、欲するままに食べるのではなく、これからの人生をより良く生きるために、静かにゆつくりと料理を味わう。彩りも鮮やかな季節の献立が愉しめ、山芋や蓮根を使った「精進うなぎ」は方広寺の名物料理。



### 週末宿坊

●毎月 第4土曜日からの1泊2日  
大人 おひとり様 12,700円  
(税込/2名1室でご利用の場合)  
小学生 おひとり様 8,100円  
※ご希望日の7日前までにご予約ください。  
※行事等でお休みの日があります。  
お電話にてご確認ください。

### 日帰り禅寺体験

随時開催  
午前プラン10時～ 午後プラン12時～  
内容/坐禅、写経または写仏、精進料理  
おひとり様 5,500円(税込/2名様より受付)  
※体験ご希望日の2日前までにご予約ください。  
※様々なプランをご用意しております。  
詳しくは方広寺までお問い合わせください

### 取材協力



臨済宗方広寺派  
佐々木 大樹さん  
「坐禅も、写経も、お食事も、  
“目の前のことに一心になる”ことが一番大事です。  
お寺での修行にチャレンジしてみたい方はもちろん、  
雰囲気を感じてみたいという方も大歓迎。  
ご自身の心や体を調べていただければと思います」  
臨済宗方広寺派大本山 方広寺  
浜松市浜名区引佐町奥山1577-1  
TEL 053-543-0003  
<http://www.houkouji.or.jp/index.html>  
※ご予約はお電話にて受け付けております。  
参拝時間内(9:00～16:00)にご連絡ください。

### 週末宿坊 スケジュール

| 1日目     |                        | 2日目         |         |
|---------|------------------------|-------------|---------|
| 15時～    | チェックイン(最終チェックイン17時30分) | 6時30分～7時30分 | 坐禅      |
| 18時～    | 夕食(精進料理)               | 7時30分～      | 朝食      |
| 19時～20時 | 写経または写仏                | 10時         | チェックアウト |
| 20時～22時 | 入浴                     |             |         |

セミオーダー型で味わう  
初めての宿坊&修行体験  
修行と聞くと厳しいものを想像し、ちよつと身構えてしまいがちですが、お寺にとつても一般の人と仏教をつなげる場であり、初心者にはやさしく指導をしてくださいます。大本山方広寺の「週末宿坊」では、心身を調える「坐禅指導」、心を安定させる集中力を高める「写経写仏」、自然の恵みに感謝する「精進料理」などが用意され、宿泊せずに半日過ごす「日帰り禅寺体験」や、坐禅のみとオーダー方式でお寺を開放しています。歴史あるお寺の空間の中で、自然の静けさや温度など、普段の発見が待っています。

世界一大きい般若心経に向かって座る

## 西湖山 龍雲寺



南北朝時代に時の皇太子によって開かれた臨済宗妙心寺派の禪宗寺院。涅槃堂新築の際、ダウン症の天才書家・金澤翔子さんの「世界一大きい般若心経」が奉納され、常設展示されている。坐禅会や写経会のほか、断食道場も行われている。

浜松市中央区入野町4702-14 TEL 053-447-1231 (8時～17時)  
https://www.ryouun.com/index.html  
写経会●毎月第2水曜日 13時半～  
坐禅会●毎月第3日曜日 18時30分～19時45分頃

曹洞宗の禅寺、東海一の修行の場

## 秋葉総本殿可睡斎



東海一の禪の修行道場として、多くの雲水(修行僧)が修行している曹洞宗の禅寺。壁に向かって坐禅をする面壁坐禅が行われ、一般向けの宿泊体験があり朝の坐禅を体験できる。毎月開催される「月心会」では、精進料理、坐禅、写経、法話を体験できる。

袋井市久能2915-1 TEL 0538-42-2121 (代)  
https://www.kasuisai.or.jp  
■宿泊料金  
宿泊、折禱、諸堂拝観(一泊二食付/2名様以上)  
志納金 9,000円(夕食二の膳、希望により坐禅、写経、拝観)折禱は別料金

人々の安寧を願う心の道場

## 曹洞宗圓通寺 西見寺



文殊菩薩を祀る坐禅堂では、毎週日曜日に「参禅会」が行なわれ、住職による坐禅の指導が受けられ、写経も体験できる。

浜松市中央区西鶴江町3268 TEL 053-447-7000  
https://saikenji.org/  
<参禅会>  
毎週日曜日 午後7時～9時半  
●坐禅 ●提唱 ●作務 ●独参

病災難除けの名利、平口のお不動さん

## 瀑布山 不動寺(黄檗宗)



「平口のお不動さん」として親しまれている遠州の名利、黄檗宗の禅寺。定期的に開催している坐禅会に参加できる。

浜松市浜名区平口5052 TEL 053-586-3205  
https://fudouji.main.jp/  
<坐禅会>  
毎月第4日曜日 朝9時～10時  
●読経 ●法話 ●坐禅(20～30分)  
○毎月第3日曜日とその前日の土曜日 朝9時～12時 仏像彫刻教室を開催

# 心静かに自分と向き合う時間 修行体験ができる寺

西部地区には、私たちが修行に参加できるお寺が多数あります。ちよつとした好奇心で、お寺に足を運んでみよう。



\*行事等で内容が変更になる場合があります。お問合わせ、お申込み等、お電話でご確認ください。

## present

ご応募いただいた方の中から抽選で、ご希望の商品をプレゼントします。

\*応募状況によりご希望の賞品と異なるものが当選する場合もございます。

- A 勝御守…2名様  
困難に打ち勝ち  
開運を招く御守。



- C 奥山半僧坊  
交通安全祈願ワッパン  
…1名様  
車に貼って事故災難除けに。



- B 七福神のキーホルダー  
…2名様  
七難除け・招福を願うかわいい  
キーホルダー。



- D 東海之名利  
方廣寺写真集  
…1名様  
方廣寺のすべてが  
わかる  
珠玉の写真集。



- E 方広寺オリジナル  
Tシャツ  
…1名様  
知足  
(ちそく…足を知る)  
と書かれたTシャツ  
(サイズL)



- F 富士山缶詰ばん  
…5名様  
非常時やアウトドアに  
どうぞ。2缶セット  
(黒糖・コーヒー)



- G くみあい商品券  
1,000円分  
…10名様

### 応募方法

郵便ハガキに①郵便番号②住所③氏名④年齢⑤電話番号⑥希望賞品(第1希望・第2希望)⑦本号の感想や「こんな特集を読みたい」というご意見を明記の上、下記宛先までご応募ください。

### 宛先

〒422-8621  
静岡市駿河区曲金三丁目8番1号  
静岡県信連JA企画推進部  
『JAmP』プレゼント係

### 応募締切

2024年6月30日(当日消印有効)  
●プレゼント当選者の発表は、  
賞品の発送をもって代えさせていただきます。

個人情報の  
取り扱いについて

皆様からお預かりした個人情報につきましては、『JAmP』誌面作成の参考、プレゼント送付に必要な範囲でのみ利用させていただきます。法的開示要請以外に、ご本人の同意なく第三者への提供は致しません。

逸品  
ライフ  
Vol. 14

FUJISAN CANNED BREAD  
富士山缶詰ぱん



駿河湾フェリーのお土産缶  
オリジナルラベルにも対応

非常時に防災船の役割も担う「ふじさん駿河湾フェリー」と連携したオリジナルラベル缶も好評。ヤタローグループ代表が石川県出身のご縁もあり、能登半島地震の際は「能登の缶詰めぱん」5千缶を届けている。



非常時での衛生面、  
食べやすさに配慮

被災時での食べやすさ考慮して、パンの上下を逆にして詰めることで、缶を開けるとカップの底の部分から取り出せるようになっている。手が汚れていてもパン生地に直接触れずに食べられるので衛生的。

購入方法

富士山缶詰ぱん オンラインショップ  
<http://fujisancan.com>

黒糖・コーヒー・パネトーネ・ミルク

それぞれ「1箱/24缶」からのケース売り。

ご家族や友人、隣人との共同購入もおすすめ。

各種 箱売り/24缶 12,960円(税込)

※送料別

ヤタローグループ  
株式会社ゴコー合同事務所

浜松市中央区丸塚町169

TEL.0120-690-254

(平日9時~18時)

※オリジナルラベルのご相談も承ります。



<http://fujisancan.com>

取材協力

株式会社ゴコー合同事務所 中野 秀明さん

「静岡県は防災先進県と言われていますが、いざ災害が起こった場合はいつ自治体の支援が来るかはわかりません。平時よりできることから準備をしていただきたいと思います」



おいしく備えよう！  
防災・備蓄用  
缶入り長期保存パン

浜松市の老舗パンメーカーであるヤタローグループが、長年蓄積したノウハウを活かして生み出した「長期保存が可能なパン」が「富士山缶詰ぱん」。災害用の備蓄食品として10数年前から開発に取り組み、老舗ならではの独自の特殊製法で、備蓄用パン特有のパサパサした食感を克服し、ふんわりしっとり、香りもよいパンに焼き上げました。黒糖とコーヒーの2種にパネトーネ、ミルクが加わった4種の味があり、主食としてもおやつとしても楽しめるおいしさです。ラベルが「紅茶の缶？」と思えるよう



な洗練されたデザインなのは、戸棚の奥にしまい込み、賞味期限切れを迎える「非常食」ではなく、部屋の中に飾りたくなる「日常食」を目指したから。日常の中に防災を取り込むローリングストックはもちろん、アウトドアシーンにもおすすめです。



**黒糖**  
香り立つ優しい味わいの黒糖は、シンプルイズベスト  
[賞味期限 製造日から5年]



**コーヒー**  
ちよびり大人のコーヒーは、配合量を抑えた食べやすさ  
[賞味期限 製造日から5年]



**パネトーネ**  
ドライフルーツを贅沢に使った本場の味わい。パネトーネ種使用  
[賞味期限 製造日から1年]



**ミルク**  
すっきりとした甘さで、おやつ感覚で食べたくなる味わい  
[賞味期限 製造日から1年]

くらしにもう一考

備えよう、安心、安全！

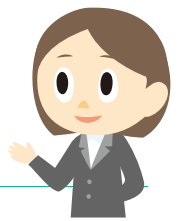
日常でも、緊急時にも使える

お役立ち防災グッズを

日常から防災意識を持ち、災害に備える食品を「ローリング(回転)しながらストック(備蓄)していく」防災スタイルが広がっています。備蓄した食品を定期的に消費し、食べた分だけ買い足すことで「賞味期限切れ」による廃棄を防げるSDGsな取り組みです。また、アウトドア用のポータブル電源や水タンクは緊急時にも使え、テントや寝袋などは避難所でのプライバシー保護にも役立つことから、防災の観点からも見直されています。防災の目線をプラスしたモノ選び、これからの暮らしに活かしていきたいですね。

ここが変わる!

# 令和6年度税制改正の概要



昨年12月に発表された今年度の税制改革について、次号と2回に分けてご紹介します。

今回の税制改革では、デフレ脱却のための減税措置として、所得税・住民税の定額減税や、子育て世代に向けた税優遇などが盛り込まれました。私たちに身近な内容を中心に詳しくお伝えします。

## [相続税・贈与税] 住宅取得等資金贈与の非課税規定が延長されました

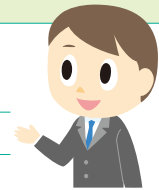
住宅取得等資金の一部を自分の親や祖父母から贈与してもらった場合の非課税規定が限度額を減少することなく令和8年12月31日までに3年間延長されました。

[非課税限度額]

|        |         |
|--------|---------|
| 省エネ等住宅 | 1,000万円 |
| 上記以外   | 500万円   |

「省エネ等住宅」とは、次の①から③の省エネ等基準のいずれかに適合する住宅用の家屋であり、住宅性能証明書など一定の書類を贈与税の申告書に添付することにより証明されたものをいいます。なお①の基準が、断熱等性能等級5以上、かつ一次エネルギー消費量等級6以上に改正されました。

- ① 断熱等性能等級4以上、又は一次エネルギー消費量等級4以上であること ▶ 【改正】 断熱等性能等級5以上、かつ一次エネルギー消費量等級6以上
- ② 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2以上または免震建築物であること
- ③ 高齢者等配慮対策等級（専用部分）3以上であること



## [土地・住宅税] 子育て世帯等に対する住宅ローン控除が拡充されました

「特例対象個人」が令和6年中に住宅を取得した場合の住宅ローン控除が優遇されることになりました。

特例対象個人とは、下記のいずれかに該当する者をいいます。

① 40歳未満で配偶者を有する者

② 40歳以上で40歳未満の配偶者を有する者

③ 19歳未満の扶養親族を有する者

### 住宅ローン控除(所得税)

| 改正前   |   | 改正後             |                   |                   |            |         |           |         |      |        |      |      |     |            |           |     |      |     |      |       |            |        |           |  |       |      |                 |            |         |           |         |      |     |   |  |
|---|---|-----------------|-------------------|-------------------|------------|---------|-----------|---------|------|--------|------|------|-----|------------|-----------|-----|------|-----|------|-------|------------|--------|-----------|--|-------|------|-----------------|------------|---------|-----------|---------|------|-----|---|--|
| <p>新築等</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">借入限度額</td> <td>認定住宅</td> <td>令和6・7年<br/>4,500万円</td> </tr> <tr> <td>ZEH水準省エネ住宅</td> <td>3,500万円</td> </tr> <tr> <td>省エネ基準適合住宅</td> <td>3,000万円</td> </tr> <tr> <td>一般住宅</td> <td>0万円(注)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">控除期間</td> <td>認定住宅</td> <td rowspan="2">13年</td> </tr> <tr> <td>ZEH水準省エネ住宅</td> </tr> <tr> <td>省エネ基準適合住宅</td> <td rowspan="2">10年</td> </tr> <tr> <td>一般住宅</td> </tr> <tr> <td>控除率</td> <td>0.7%</td> </tr> <tr> <td>床面積要件</td> <td>50㎡(40㎡)以上</td> </tr> <tr> <td>合計所得金額</td> <td>2,000万円以下</td> </tr> </table> <p>(注)原則として令和6年1月1日以後に建築確認を受ける新築住宅で省エネ基準を満たしていないものは適用なし<br/>※令和4年1月1日から令和7年12月31日までの間に居住の用に供した場合は適用なし</p> |   | 借入限度額           | 認定住宅              | 令和6・7年<br>4,500万円 | ZEH水準省エネ住宅 | 3,500万円 | 省エネ基準適合住宅 | 3,000万円 | 一般住宅 | 0万円(注) | 控除期間 | 認定住宅 | 13年 | ZEH水準省エネ住宅 | 省エネ基準適合住宅 | 10年 | 一般住宅 | 控除率 | 0.7% | 床面積要件 | 50㎡(40㎡)以上 | 合計所得金額 | 2,000万円以下 | <p>新築等</p> <p>1.特例対象個人<br/>40歳未満で配偶者を有する者、40歳以上で40歳未満の配偶者を有する者または19歳未満の扶養親族を有する者(特例対象個人)が、認定住宅等の新築等をした場合の住宅ローン控除の借入限度額を以下のとおりとします</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="5">借入限度額</td> <td>認定住宅</td> <td>令和6年<br/>5,000万円</td> </tr> <tr> <td>ZEH水準省エネ住宅</td> <td>4,500万円</td> </tr> <tr> <td>省エネ基準適合住宅</td> <td>4,000万円</td> </tr> <tr> <td>一般住宅</td> <td>0万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※控除期間等その他の要件は同左<br/>※令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間に居住の用に供した場合</td> </tr> </table> <p>2.特例対象個人以外左記に同じ</p> | 借入限度額 | 認定住宅 | 令和6年<br>5,000万円 | ZEH水準省エネ住宅 | 4,500万円 | 省エネ基準適合住宅 | 4,000万円 | 一般住宅 | 0万円 | ※控除期間等その他の要件は同左<br>※令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間に居住の用に供した場合 |  |
| 借入限度額   | 認定住宅  |                 | 令和6・7年<br>4,500万円 |                   |            |         |           |         |      |        |      |      |     |            |           |     |      |     |      |       |            |        |           |  |       |      |                 |            |         |           |         |      |     |   |  |
|   | ZEH水準省エネ住宅  |                 | 3,500万円           |                   |            |         |           |         |      |        |      |      |     |            |           |     |      |     |      |       |            |        |           |  |       |      |                 |            |         |           |         |      |     |   |  |
|   | 省エネ基準適合住宅   |                 | 3,000万円           |                   |            |         |           |         |      |        |      |      |     |            |           |     |      |     |      |       |            |        |           |  |       |      |                 |            |         |           |         |      |     |   |  |
|   | 一般住宅  | 0万円(注)          |                   |                   |            |         |           |         |      |        |      |      |     |            |           |     |      |     |      |       |            |        |           |  |       |      |                 |            |         |           |         |      |     |   |  |
| 控除期間  | 認定住宅  | 13年             |                   |                   |            |         |           |         |      |        |      |      |     |            |           |     |      |     |      |       |            |        |           |  |       |      |                 |            |         |           |         |      |     |   |  |
|   | ZEH水準省エネ住宅  |                 |                   |                   |            |         |           |         |      |        |      |      |     |            |           |     |      |     |      |       |            |        |           |  |       |      |                 |            |         |           |         |      |     |   |  |
|   | 省エネ基準適合住宅   | 10年             |                   |                   |            |         |           |         |      |        |      |      |     |            |           |     |      |     |      |       |            |        |           |  |       |      |                 |            |         |           |         |      |     |   |  |
|   | 一般住宅  |                 |                   |                   |            |         |           |         |      |        |      |      |     |            |           |     |      |     |      |       |            |        |           |  |       |      |                 |            |         |           |         |      |     |   |  |
| 控除率   | 0.7%  |                 |                   |                   |            |         |           |         |      |        |      |      |     |            |           |     |      |     |      |       |            |        |           |  |       |      |                 |            |         |           |         |      |     |   |  |
| 床面積要件   | 50㎡(40㎡)以上  |                 |                   |                   |            |         |           |         |      |        |      |      |     |            |           |     |      |     |      |       |            |        |           |  |       |      |                 |            |         |           |         |      |     |   |  |
| 合計所得金額  | 2,000万円以下   |                 |                   |                   |            |         |           |         |      |        |      |      |     |            |           |     |      |     |      |       |            |        |           |  |       |      |                 |            |         |           |         |      |     |   |  |
| 借入限度額   | 認定住宅  | 令和6年<br>5,000万円 |                   |                   |            |         |           |         |      |        |      |      |     |            |           |     |      |     |      |       |            |        |           |  |       |      |                 |            |         |           |         |      |     |   |  |
|   | ZEH水準省エネ住宅  | 4,500万円         |                   |                   |            |         |           |         |      |        |      |      |     |            |           |     |      |     |      |       |            |        |           |  |       |      |                 |            |         |           |         |      |     |   |  |
|   | 省エネ基準適合住宅   | 4,000万円         |                   |                   |            |         |           |         |      |        |      |      |     |            |           |     |      |     |      |       |            |        |           |  |       |      |                 |            |         |           |         |      |     |   |  |
|   | 一般住宅  | 0万円             |                   |                   |            |         |           |         |      |        |      |      |     |            |           |     |      |     |      |       |            |        |           |  |       |      |                 |            |         |           |         |      |     |   |  |
|   | ※控除期間等その他の要件は同左<br>※令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間に居住の用に供した場合 |                 |                   |                   |            |         |           |         |      |        |      |      |     |            |           |     |      |     |      |       |            |        |           |  |       |      |                 |            |         |           |         |      |     |   |  |



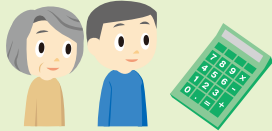
# [個人所得課税] 令和6年分の所得税について

「所得税額から特別控除の額を控除する」定額減税が行われます。

住民税の非課税世帯には、一定額の「給付」で対応し、納税額のある人は下記のように所得税減税する措置がとられることになりました。

## 対象者となる特別控除の額

|        |   |
|--------|---|
| 対象者    | 令和6年の合計所得金額が1,805万円<br>(給与収入の場合2,000万円)以下の者   |
| 特別控除の額 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●本人 3万円</li> <li>●同一生計配偶者または扶養親族1人につき 3万円<br/>(注)本人の所得税額を限度</li> </ul> |



## 特別控除の(主な)実施方法

|       |   |
|-------|---|
| 給与所得者 | 令和6年6月以降に支払う源泉徴収税額から順次控除<br>(控除できなければ翌月から順次控除)  |
| 年金所得者 | 令和6年6月以降に支払う源泉徴収税額から順次控除<br>(控除できなければ翌月から順次控除)  |
| 事業所得者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●予定納税あり<br/>7月の第1期分予定納税(令和6年は9月30日)の税額から本人分を順次控除する<br/>同一生計配偶者等分は、確定申告書の提出時に控除(減額承認を提出した場合を除く)</li> <li>●予定納税なし 確定申告書の提出の際に控除する</li> </ul> |

令和6年度分の住民税についても定額減税が行われます。なお、令和6年分の住民税は令和5年分の所得に対して計算されたものです。

## 対象者と特別控除の額

|        |  |
|--------|--|
| 対象者    | 令和6年度の合計所得金額が1,805万円<br>(給与収入の場合2,000万円)以下の者   |
| 特別控除の額 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●本人特別控除の額 1万円</li> <li>●同一生計配偶者または扶養親族1人につき 1万円<br/>(注)本人の所得割の額を限度</li> </ul> |

## 特別控除の(主な)実施方法

|                |  |
|----------------|--|
| 特別徴収の場合        | <ul style="list-style-type: none"> <li>●令和6年6月は特別徴収しない</li> <li>●令和6年7月から令和7年5月までは特別控除後の金額に11分の1を乗じた金額を毎月徴収</li> </ul> |
| 公的年金に係る特別徴収の場合 | 令和6年10月以降に徴収される特別徴収の額から順次控除<br>(控除できなければ各月から順次控除)  |
| 普通徴収の場合        | 第1期分の納付額から順次控除する<br>(控除できなければ第2期以降から順次控除)  |

## 新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置

※2023年12月 内閣府特命担当大臣(経済財政政策)

・・・[令和5年内・令和6年以降速やかに開始]・・・

・・・令和6年のできる限り早期に開始・・・

### [2]低所得者の子育て世帯

※令和6年2~3月を目途に早期開始を目指す

- 住民税均等割のみ課税世帯に、住民税非課税世帯と同水準の10万円/世帯を給付



### [1]住民税均等割非課税世帯

※令和5年内にも開始

[多くの自治体でこの夏以降、3万円を目安に支援]

- 住民税非課税世帯に、1世帯7万円追加給付
- 自治体へ情報提供迅速支給をサポート

### [2]住民税均等割のみ課税世帯

- 低所得者の子育て世帯に、世帯内で扶養されている18歳以下の子に5万円/人を加算

### [3]令和6年度住民税情報等をもとに給付

- 新たに住民税非課税住民税均等割のみ課税となる世帯に、現在のこれら世帯と同水準の10万円/世帯を給付

### [4]定額減税しきれないと見込まれる方

令和6年に入手可能な課税情報をもとに給付  
定額減税しきれないと見込まれる方に...

- 減税額確定(令和7年3月確定申告)を待たず、令和6年に入手可能な課税情報をもとに、前倒しで給付
  - 自治体の事務負担などを踏まえ、1万円単位で差額を給付
- ※実績が判明し、「減税+給付」が不足する場合、追加支給



住民税所得割/  
所得税納税者

定額減税

1人4万円\*×(本人+扶養親族)

※6年分所得税3万円、6年度分個人住民税1万円

※実施時期については、事務負担も踏まえながら、速やかな支給開始に向けて、地域の実情に応じた早期の執行着手等、地方公共団体における柔軟な対応を可能とする

## まとめ

定額減税や給付措置が行われるタイミングや金額は各自治体によってばらつきがありますので、自分の場合はどうなのか気になる場合は、お住まいの自治体窓口などに問い合わせしてみましょう。

# お茶

香りよし。味よし。水色よし。  
今年もおいしい遠州自慢の新茶がぞくぞく。



JA遠州中央のお茶は、  
全国茶品評会で農林水産大臣賞を  
数多く受賞の逸品ぞろい。

JA遠州中央の管内は東西約20km、南部は遠州灘から北部は長野県境まで約80kmと南北に長い農協となります。管内で生産されるお茶は山間の傾斜地から平坦地まで様々な地形と気候風土を有するため、それぞれに特色のある異なったお茶が生産されています。煎茶や深蒸し茶は元より、かぶせ茶や抹茶の原料となるてん茶など様々な種類の製法を手掛けています。一部地域では隔離された地形を活用し、有機栽培茶の生産も行われております。当JA管内では全国茶品評会で最高位に贈られる農林水産大臣賞を数多く受賞しています。



手に入る場所

茶ピア、ファーマーズマーケット磐田南部どっさり市、ファーマーズマーケット見付どっさり市、月見の里ひろば、山の市、森の市、ふくの市、あさば新鮮市

## 教えて! JAマイスター

### 【飲み比べてみよう】

高級茶から下級茶まで様々なランクのお茶があります。お茶を淹れる際はお湯の温度が重要で、高級茶は60℃程度のお湯で淹れると美味しく頂けます。試してみたいかでしょうか?



待ちに待った新茶の季節。急須に茶葉をたっぷり入れて飲んでくださいね。

### 【美味しいお茶いろいろ】

近年では香りに特徴のあるお茶も好まれています。代表的なもので言えばほうじ茶になります。香ばしい匂いでリフレッシュしてみたいかでしょうか?



お話を伺った方  
JA遠州中央  
茶業農畜産課  
川瀬 文敬さん



### DATA

- ★品 種 やぶきたが主流ですが、早生品種のさえみどりや晩生品種のおくみどり等様々な品種が栽培されています。
- ★収穫時期 4月中旬～5月中旬
- ★旬の時期 5月最上旬

### 栄養成分

緑茶には健康に役立つビタミンやカテキンが豊富に含まれています。

JAバンク静岡

# NISAと iDeCoと 将来のこと

JAバンクに相談しませんか。

詳しくはお近くのJAまでお問い合わせください。

今回の「JAmp」はいかがでしたか?あなたのご意見、ご感想をお聞かせください。ハガキをお送りいただいた方の中から抽選でプレゼントをさし上げます。応募方法は、本誌 p3 をご覧ください。

### ■編集後記

生まれて初めて坐禅をして、僧侶から警策を受けました。シーンと静まり返った本堂にババーンと鮮やかな音が響き渡りました。思わず「痛!」と言ってしまった自分が恥ずかしくなりました。本来は有難いいただくもの。坐禅や写経を通して自分を見つめ、心を調えるって本当に素晴らしいことだと思います。ぜひ体験してみてくださいね。

### JAバンク静岡 2024/5 第53号

発行元  
静岡県信連JA企画推進部  
〒422-8621 静岡市駿河区曲金三丁目8番1号  
TEL.054-286-0099 FAX.054-284-9902  
<https://www.jabank-shizuoka.gr.jp>

●JAバンク静岡ホームページでは、「JAmp」最新号をはじめ、バックナンバーもご紹介しています。トップページよりご覧ください。